

# ビルマ軍政に都合の良い憲法を承認させる国民投票と

## 2010年に実施予定の国民総選挙に関する日本政府に対する要望書

高村 正彦 外務大臣殿

私たち日本国愛知県に在住するビルマ人は、ビルマ軍事政権が国民の意思を無視して起草した憲法を承認する2008年5月の国民投票に断固反対し、これを認めない。

また仮に、今回の国民投票によって決定された憲法に基づく総選挙が2010年に実施されたとしても、その結果を認めない、との見解を示しています。

### 憲法承認投票の反対理由

1. 憲法草案が公表されていない
2. 憲法の基本方針が、軍の支配継続を保証している
3. 国民投票に反対したり、実施を妨害したりすると投獄される
4. 国民投票で有罪判決者(政治囚含む)の投票が禁止されている

### 2010年の総選挙の問題点

1. 軍の主導的役割が維持される仕組みになっていること
2. 両院議員の25%を軍が任命すること
3. 正副大統領3人のうち1人を軍が任命すること  
正副大統領は本人や家族が外国の影響下でない者とされていること

また、ビルマ軍事政権は、1990年の国民総選挙の結果(政権の委譲)を遂行しておりません。

軍政が提示する憲法草案も総選挙に関する事項にも以上のような問題があり、私たちが求める民主化とは程遠いと考えます。したがって私たちは今回の憲法に関連する一切の事案に反対しビルマ軍事政権に抗議をいたします。

日本政府もこのビルマ軍事政権の姿勢に対し、冷静かつ公平な判断をし、積極的な介入をしていただけるようお願い申し上げます。

2008年4月  
民主化のために活動する在日ビルマ人一同